南大阪国際語学学校　規則

第１章　総則

（教育理念及び目的）

第1条　　本校は、「明日の自分を創る日本語教育」を教育理念とする。
　　本校は、日本語を学ぶことを通して、自己と他者、そして社会との関係を問い直し、
　　人と人がともに学び、ともに生きる社会を創っていくことを目的とする。

（名称）

第2条　　本校は南大阪国際語学学校という。

（位置）

第3条　　本校は、大阪府藤井寺市藤ヶ丘２丁目６番６号に置く。

（設置者）

第4条　　本校は、SILS 株式会社を設置者とする。

第２章　教育課程、修業期間、収容定員、学期、授業時間数及び休業日

（教育課程・修業期間・収容定員）

第5条　　本校の課程、修業期間、到達目標、収容定員及びクラス数は、次の表の通りとする。

課程名	修業期間	到達目標	収容定員	クラス数
進学２年課程	２年	B２	２４０名	１２クラス
進学１年６か月課程	１年６か月	B２	４０名	２クラス
特定技能１年課程	１年	B１	４０名	２クラス
			３２０名	１６クラス

【進学２年課程】

参照枠	レベル設定	到達目標(Can do)
A１	初級	日常生活において、ごく基本的な言語活動ができる。自身の身近なことについて、単語や定型表現を用いて答えたり、反応できる。相手の助けがあれば、身近な人とごく簡単なやりとりができ、基本的な個人情報を伝えることができる。
A２	初中級	日常生活をおくる上で、基本的な日本語能力を持ち、簡単で日常的な範囲なら、知っている言葉や表現を用いて、自分の経験や考えを伝えることができる。また、相手がはっきりと話せばその内容を理解し、目的を達成することができる。
B１	中級	日常生活はもちろんのこと、身の周りで起こる出来事や関心のある話題について、順序立てて説明したり、主要な点を理解し、知っている表現を適切に使って、ある程度まとまりをもって話すことができる。また、課題に対して協働的に行動ができやりとりを続けることができる。
B２	中上級	進学後の講義や基礎的な研究活動の主要な内容を理解することができ、周辺の社会や状況の中で相手に配慮をしながら、コミュニケーションをとることができる。また、課題や目標達成の為に、相手の意見も聞きつつ、集団での役割を考え、適切な表現を用いて、話すことができる。そして、目標に対して必要な学習をデザイン、実行することができる。

【進学１年６か月課程】

参照枠	レベル設定	到達目標(Can do)
A２	初中級	日常生活をおくる上で、基本的な日本語能力を持ち、簡単で日常的な範囲なら、知っている言葉や表現を用いてやりとりができる。そのために、わからないことを尋ねたり、相談したりして、目的を達成できる。
B１	中級	日常生活はもちろんのこと、身の周りで起こる出来事や関心のある話題について、順序立てて説明したり、主要な点を理解し、知っている表現を適切に使って、ある程度まとまりをもって話すことができる。また、課題に対して協働的に行動ができやりとりを続けることができる。

B２	中上級	進学後の講義や基礎的な研究活動の主要な内容を理解することができ、周辺の社会や状況の中で相手に配慮をしながら、コミュニケーションをとることができる。また、課題や目標達成の為に、相手の意見を踏まえながら、自分の立場や考えを理由とともに述べることができる。そして、目標に対して必要な学習を継続することができる。

【特定技能１年課程】

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）
A１	入門 A1	生活の中で必要になる単純な表現や語句を理解し、用いることができる。相手から配慮や助けがあれば、簡単なやり取りをすることができる。
A２	初級Ⅰ A2 前期	仕事を行う上で、直接自分につながりのある領域について、よく使われる文や表現や、簡単で短い内容なら理解し、使うことができる。また、短い社交的なやり取りもできる。
A２	初級Ⅱ A2 後期	将来の夢や希望のような自身に関することなら、簡単に話すことができる。また、ごみや宅配便のような生活に結び付くものについて、利用法などの説明を聞いて理解できる。
B１	中級Ⅰ B1 前期	比較的ゆっくり明瞭なら、会話の要点を理解できる。おすすめや買い物の材料などの日常的な話題について、話し合ったり、説明したりできる。
B１	中級Ⅱ B1 後期	担当領域に関連する事柄なら、同僚や後輩に内容を分かりやすい言葉で伝えることができる。自立した言語使用者として、分からないものがある中でも既知の表現を使い、何とか課題を達成できる。

（始期・終期、授業時間数等）

第6条　本校の各課程は、４月及び１０月に始まり、３月に終わる。

２　前項の期間を分けて次の学期とする。

（１）前期　　４月１日から９月３０日まで

（２）後期　１０月１日から３月３１日まで

３　授業時間数は、進学２年課程で１６００時間以上とし、進学１年６か月課程では１

２００時間以上とし、特定技能１年課程では７７６時間以上とする。

４　授業の１単位時間は４５分とし、１日に行われる授業数は４単位時間、週あたり２０時間とする。

（休業日）

第7条　本校の休業日は、次の通りとする。

（１）土曜日

（２）日曜日

（３）国民の祝日に関する法律で規定する休日

（４）夏季休業（７月下旬から８月中旬まで約３週間）

（６）冬季休業（１２月下旬から１月上旬まで約２週間）

（７）春季休業（３月下旬から４月上旬まで約２週間）

（８）学校設立記念日

２　教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

３　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第8条　授業の終始時刻は、以下の通りとする。

第一部：午前９時３０分から午後１２時４０分

第二部：午後１時３０分から午後４時４０分

但し、教育上必要であると認められる場合、別途特別な時間で実施することもある。

第３章　学習の評価及び修了認定

（学習の評価）

第9条　学習の評価は、試験評価やパフォーマンス評価などを組み合わせ、各レベル終了時に、科目別に行う。成績については、当該レベルの目標達成を 100 点として換算し、合計 80 点以上で A、70 点以上で B、60 点以上で C、60 点未満を D とし、C 以上を合格とする。なお、D 評価となった場合は補習授業等を受けた上で再試験を受験し、その結果基準に達することができれば、C 評価として合格とする。各科目の詳細な評価基準については、学期開始時にオリエンテーションにおいて学生に開示するものとする。

（課程修了の認定）

第10条　校長は、教育課程で定められた各授業科目について第９条に定める学習評価を行い、全ての科目の成績が C 評価以上であり、かつ原則として在籍期間中の総出席率が８０％以上である者に対して当該課程の修了を認定する。

第４章　教職員組織

（教職員組織）

第11条　本学に次の教職員を置く。

（１）校長
（２）副校長
（３）主任教員
（４）教員　２１人以上（うち本務等教員　９人）
（５）生活指導担当者　６人以上（うち専任４人以上）
（６）事務職員　２人以上

２　前項のほか、必要な職員を置くことができる。

３　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

４　副校長は、校長を補佐し、学校運営を統括する。校長が不在又は職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。

第５章　入学、休学、転校、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第12条　本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

（１）１２年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
（２）年齢が１８歳以上の者
（３）正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
（４）進学２年課程及び特定技能１年課程ではＡ１レベル相当の日本語力を有する者、進学１年６か月課程ではＡ２レベル相当の日本語力を有する者
（５）進学２年課程及び進学１年６か月課程では、日本での進学を希望する者、特定技能１年課程では、日本での就職を希望する者
（６）本校の教育理念に共感する者
（７）心身ともに健康状態が良好で、日本の法律を遵守する者

（入学時期）

第13条　本校への入学は、年２回とし、その時期は、進学２年課程及び特定技能１年課程では４月、進学１年６か月課程では１０月とする。

（入学手続）

第14条　本学への入学手続は、次のとおりとする。

（１）本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第２０条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

（２）前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

（３）本学に入学を許可された者は、指定期日までに第２０条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

（休学・復学）

第15条　学生が疾病その他やむを得ない事由によって、３０日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

２　休学した者が復学しようとする場合には、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

（退学・転学）

第16条　退学又は転学をしようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（卒業の認定）

第17条　校長は、第１０条に定める課程の修了を認定されたものに対して、卒業証書を授与する。

（褒賞）

第18条　校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

第19条　学生が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

２　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の３種とする。

3　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3）正当な理由がなく出席が常でない者

（4）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（5）学生納付金の納入を怠り、催促を受けても正当な理由なく納入しない者

第６章　学生納付金

（学生納付金）

第20条　本校の学生納付金は、次のとおりとする。

入学選考料　３０，０００円

課程名	修業期間	入学金		授業料	施設費	教材費	課外活動費	保険料	健康管理費	JLPT試験料	計
進学２年	２年	50,000	１年目	660,000	20,000	20,000	15,000	10,000	10,000	7,500	1,477,500
			２年目	660,000	20,000	20,000	15,000	10,000	10,000		
			計	1,320,000	40,000	40,000	30,000	20,000	20,000	7,500	
進学１年６か月	1.5年	50,000	１年目	660,000	20,000	20,000	15,000	10,000	10,000	7,500	1,115,000
			２年目	330,000	10,000	10,000	7,500	5,000	10,000		
			計	990,000	30,000	30,000	22,500	15,000	20,000	7,500	
特定技能１年	１年	50,000	１年目	660,000	20,000	20,000	15,000	10,000	10,000	7,500	742,500
			計	660,000	20,000	20,000	15,000	10,000	10,000	7,500	

（納入）

第21条　学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2　学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3　特別の事由がある場合、第１項の規定にかかわらず、校長は、授業料の全部又は一部を免除することができる。

（滞納）

第22条　学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を３ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

（学生納付金の返還）
第23条　すでに納入した学生納付金は、本校の返金規程に基づくものとする。

第７章　雑則

（寄宿舎）
第24条　寄宿舎に関する事項は、別に定める。

（健康診断）
第25条　健康診断は、毎年５月及び１１月に実施し、在籍する者は毎年１回受けることとする。ただし、健康上の理由やその他やむを得ない事情があると校長が判断した場合は、その限りではない。

（細則）
第26条　この学則の施行についての細則は、校長が定める。

附則
この学則は、令和９年４月１日から施行する。